

史料紹介 手鑑「多々良の麻佐古」(2)

和田 秀作¹⁾・山田 稔²⁾

Introduction of historical materials Collection of ancient documents “tatara no masago”(2)

Shusaku WADA Minoru YAMADA

はじめに

手鑑「多々良の麻佐古」(山口県立山口博物館蔵、県指定有形文化財)は、元長州藩士で、明治期に宮内省の要職を歴任し、能書家としても知られる杉孫七郎(1835～1920、重華、聴雨)が、かつての主家である大内氏の書跡を蒐集して手鑑に仕立てたものである。

大内弘世から義長に至る大内氏歴代当主の文書が並ぶことに加え、書下・安堵状・下文・連署状など様々な書式の文書が含まれ、中世武家文書の様式を通覧できる点が特色で、これまで史料集等に未掲載の古文書を多く含むなど、大内氏及び山口県の中世史研究においても貴重な資料として山口県指定有形文化財(書跡)となっている(令和元年12月6日付け指定)。

本稿は、当該手鑑の収録文書を図版と釈文・解説で紹介するもので、今回は全55点のうちNo.31～55の25点を収録した。



「多々良の麻佐古」木箱(紐収納状態)

1) 山口県文書館 2) 山口県立山口博物館(歴史)

表1 手鑑「多々良の麻佐古」目録

番号	名称	宛所	年代	員数	備考
1	大内弘世書下		正平12年7月13日	1	宛所は長門一宮大宮司か
2	大内義弘安堵状	極楽寺	応永6年9月26日	1	
3	大内満弘安堵状	和田士貞	永徳元年11月3日	1	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
4	大内盛見書下	当寺住持	応永24年7月16日	1	
5	大内持世書状	一宮大宮司	12月13日	1	
6	大内持世和歌懐紙			3	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
7	大内教弘安堵状	禪吉蔵主	享徳2年2月25日	1	
8	大内政弘和歌懐紙詠草			3	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
9	大内義興袖判下文	金子弥十郎家親	明応4年4月29日	1	
10	大内義興書状	益田治部少輔	(永正4年)5月13日	1	
11	大内義隆袖判安堵状		天文19年11月21日	1	状末尾の印、蔵書印か
12	大内義隆書状	杉豊後守	(天文元年)12月4日	1	
13	大内義隆自筆書状	環翠軒	黄鐘27日	1	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
14	大内義隆自筆書状	勘解由少路	(天文元年)11月6日	1	極札2枚貼付、自筆書状で花押がこの形のは唯一
15	大内義長感状	英梅軒	弘治2年6月26日	1	
16	大内氏奉行人連署書状	柵守左近大夫	(天文10年)3月5日	1	
17	大内氏奉行人連署奉書	光教寺	享禄4年12月11日	1	
18	大内義弘安堵状		明徳3年6月3日	1	
19	毛利輝元安堵状	当住玄授	永禄10年11月16日	1	
20	榎本元吉書状	柵守左近将監	卯月4日	1	
21	杉重信(重矩)書状	金子平五郎	(天文3年)11月3日	1	21・22は同一紙に貼付、長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
22	杉弘相書状	天野堀式部大輔	(明応9年)2月6日	1	21・22は同一紙に貼付、長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
23	内藤道行(道円)書状	潮音院	(享徳2年)5月11日	1	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
24	大内晴英(義長)和歌短冊			1	24～28は同一紙に貼付
25	善弘和歌短冊			1	24～28は同一紙に貼付
26	宍道隆慶和歌短冊			1	24～28は同一紙に貼付
27	仁保隆慰和歌短冊			1	24～28は同一紙に貼付
28	杉興道和歌短冊			1	24～28は同一紙に貼付

番号	名称	宛所	年代	員数	備考
29	大内氏奉行人連署奉書	来原十郎右衛門尉	応永24年8月15日	1	
30	大内義興書状	一宮大宮司	正月5日	1	
31	興隆寺本堂供養日記写		応永11年2月19日	1	
32	印影(日本国王之印)			1	
33	印影(通信符)			1	
34	印影(左京兆重中大夫多多良義長)			1	
35	印影(大宰大弐)			1	
36	印影(多々良朝臣)			1	
37	善福寺規式		永享11年2月24日	1	
38	善福寺敷地同寺領等注文		嘉吉3年8月17日	1	
39	善福寺敷地同寺領御判目録		文正元年6月23日	1	
40	善福寺規式		文正元年6月23日	1	
41	大内政弘寄進状	善福寺	文明18年3月23日	1	
42	大内持世書状	安富入道	8月10日	1	
43	善福寺敷地并寺領等御判目録		明応5年4月15日	1	第二紙裏側の最後部に花押あり、44の冒頭裏側の花押に続く
44	大内義興寄進状	善福寺	明応5年4月15日	1	
45	大内義興判物	善福寺	明応5年4月15日	1	
46	大内義興安堵状	防州善福寺	明応5年4月15日	1	
47	大内義隆安堵状	防州善福寺	享祿3年12月24日	1	
48	大内晴英(義長)判物	防州善福寺	天文21年10月29日	1	
49	大内晴英(義長)安堵状	防州善福寺	天文21年10月29日	1	
50	善福寺末寺注文		永享11年3月日	1	
51	善福寺末寺注文		嘉吉3年8月17日	1	
52	善福寺末寺注文		文正元年6月日	1	
53	大内義興書状写	麻生兵部大輔	11月13日	1	
54	冷泉隆豊和歌短冊			1	54・55は同一紙に貼付
55	冷泉隆祐(隆豊)和歌短冊			1	54・55は同一紙に貼付

長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与の7点については、「毛利家什物書画目録」によると、「明治廿六年二月九日思召ヲ以テ杉孫七郎へ譲与セラル」と注記されている。

凡 例

- 一、本稿には、手鑑「多々良の麻佐古」のうち、指定番号31番以降の資料を収録した。
- 一、資料の配列は、手鑑の現状の配列のとおりとした。
- 一、資料名は、原則として指定時の名称を採用したが、その後の知見を加えて部分的に改めたものもある。
- 一、資料の形態は、その形状によって縦紙などと示した。
- 一、資料の寸法は、センチ単位でミリまで示した。
- 一、字体は常用漢字を基本とし、それに読点・並列点を加えた。表外漢字や変体仮名などは、一部を除き通用漢字や平仮名に改めた。
- 一、説明注は（ ）で示し、そのうち地名注は旧国名+旧郡名を付した。
- 一、本文以外の部分は「 」で括り、その性質に従って（証判）などと注記した。
- 一、極札については、筆者の特定はせず、釈文や印文を記すにとどめた。
- 一、各資料の本文は、原則として原文のとおりに改行した。
- 一、年月日・差出人・宛名の位置関係については、原則として原文のとおりとした。
- 一、全体の解説及び編集、表1は山田稔が、個別資料の釈文及び解説、図1、表2は和田秀作が担当した。

〔補記〕

本稿を為すにあたり、秋山伸隆（県立広島大学名誉教授）と尾崎千佳（山口大学准教授）の両氏に御教示を賜った。ここに記して厚く御礼申し上げたい。

図1 大内氏略系図

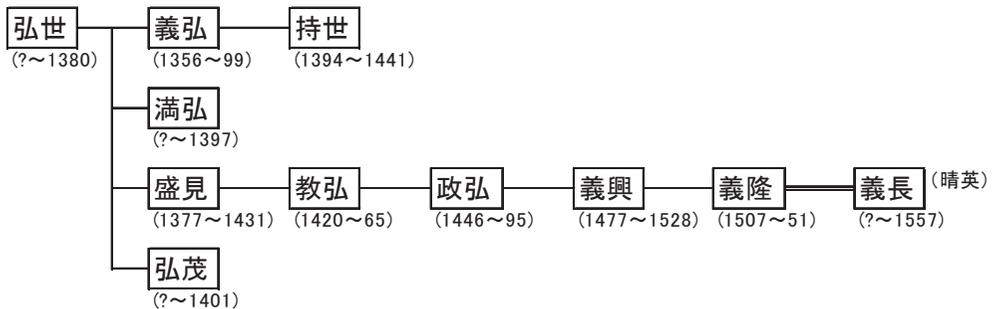


表2 杉氏系統表

系統名	仮名・官途	通字	主な役職	相伝文書	実名〈法名〉	系譜
① 伯耆守系	七郎一伯耆守/新左衛門尉・因幡守・彦八郎	重	豊前守護代	杉家寄贈資料 (關79杉七郎左衛門)	〈智高〉・重綱・重宗・重国(宗国)・武勝・重清・重信(重矩)・重輔・重良・元良・弘固〈秀運〉・隆哉・重祐・隆辰	惣領家。
② 豊後守系	彈正忠一豊後守/十郎・彦四郎・修理亮・中務丞	連・運	周防守護代→筑前守護代		重連・重貞〈道平〉・盛重・弘重・弘英・武連・興長・興運・連緒	
③ 次郎左衛門尉系	小次郎一次郎左衛門尉/越前守	相・宣	安芸東西条代官→安芸守護代? 「山城下狛大将」/山城織喜郡代/在京雑掌		重宣?・盛宣?・弘相・興宣・興相・隆宣・長相(元相)・元宣	
④ 美作守系	勘解由左衛門尉一美作守/彦三郎・余次郎	道	奉行人		重道〈惣悟〉・武道・興道〈宗瑞〉・隆相	
⑤ 備中守系	備中守/孫次郎・平左衛門尉	明	和泉守護代/奉行人		重明・重茂・頼明・秀明・武明・右明?	豊後守系の庶家?
⑥ 三河守系	兵庫助一三河守/彦七・民部大輔	隆?	奉行人/山城愛宕郡代		重隆〈宗西〉・弘隆・興重〈宗長〉・隆重・正重・隆宗・長清・元重	伯耆守系の庶家?
⑦ 木工助系	孫三郎一木工助/三郎・彦九郎・民部丞・備前守		奉行人/「侍大将」	萩博物館寄託杉家文書(永田秘録巻76)	弘依・興頼・隆泰・長元・鎮頼・弘信?	備中守系の庶家?

国防園水上貞隆寺本堂供養日記
 御代多々良朝臣盛見御時
 應永十一年甲申二月十九日
 一 御祭礼定日
 大年類 杉禪正忠重貞
 御祭礼之儀式超過前之盡美盡云云
 一 童舞如常但試樂積東水子 後宮御殿類
御代多々良朝臣
 十二日試樂 十三日正日
 已上
 一 供養吉日京都博士 勘之三月十八九
 兩日之間云
 一 上棟三月十日 已 懸物已下祝之儀式 後宮御殿類
御代多々良朝臣
 一 御出仕事
 御座形 本堂庭正面御著座
 御座役 西卿新右衛門尉
 御初役 杉伯耆守

御教度役 宮河大炊光
 馬場殿 西方少後守御著座
 御後役 真野四郎次郎
 御初役 森次郎
 御教度役 宮河又六
 一 御幣役 尚田式部丞
 御屋形御頂戴
 次馬場殿御頂戴
 一 西方御内宗人之著坐 着直坐
出仕人之事 注云字不同
 陶尾張守入道 同宮内少輔
 同三郎 杉禪正忠
 同駿河守 同十郎
 同備中三郎 同四郎
 同但馬守 同新右衛門尉
 弘中入道 同勘解由兼
 同氏部大郎 同又四郎
 仁保次郎 同新右衛門尉
 同勘解由元衛門尉 安富衛門入道
 當屋初次郎

一 東二方當寺衆徒 著坐
 大坊 別當 法印肯信 理藏坊律師信源
 圓樂坊律師重選 修禪坊律師仙船
 一 衆坊舜海 伴衆坊皇政
 眞如坊祐海 寶淨坊宥仙
 淨林坊圓海 十衆坊源美
 一 馬事
 御分御馬 著坐
引手 袴部助全賜之
 馬場殿御馬 鶴毛
引手上勘解由
 八之馬 注文別條有之令人引
 以上

31 興隆寺本堂供養日記写

一通 (第一紙) 縦一八・二、横四〇・二
(第二紙) 縦一八・一、横四六・八
(第三紙) 縦一八・二、横二六・三

〔釈文〕

周防国水上興隆寺本堂供養日記

御代多々良朝臣盛見御時

応永十一年^甲二月十九日

一 御祭礼定日

大年頭 杉彈正忠重貞

御祭礼之儀式超過、前々尽美^(善祝)尽^云、

一 童舞如常、但試楽装束水干^{練貫紅梅織物}
十二日試楽 十三日正日

已上

一 供養吉日、京都博士某勘之、二月十八・十九

兩日之間^{云々}、

一 上棟二月十七日^巳、懸物已下祝之儀式^{注文別、紙有之}

一 御出仕事

御屋形^(大内盛見) 本堂庭正面御着座

御履役 西郷新左衛門尉

御劔役 杉伯耆守^(重綱)

御敷皮役 宮河大炊允

馬場殿^(大内清世) 西ノ方少シ後ニ寄テ御着座

御履役 真野四郎次郎

御劔役 森次郎

御敷革役^(区) 宮河又六

一 御幣役 問田式部丞

御屋形御頂戴

次馬場殿御頂戴

一 西一方御内宗人々着座^{着直垂}

出仕人々事^{次第不同}

陶尾張守入道^(道琳) 同宮内少輔^(陶宣頭)

同三郎^(陶盛長) 杉彈正忠^(重貞)

同駿河守^(杉重直) 同十郎^(杉重村)

同備中三郎^(杉重茂) 同四郎^(杉範安)

同但馬守^(杉重直) 同新右衛門尉^(杉重重カ)

弘中入道^(内政) 同勘解由丞^(弘中兼連カ)

同民部大郎^(弘中弘綱) 同又四郎^(弘中盛兼)

仁保次郎^(重頼) 同新右衛門尉^(仁保幸重)

同勘解由左衛門尉^(仁保重勝) 安富左衛門大夫入道^(永選)

沓屋助次郎

一 東一方当寺衆徒^{着座}

大坊^{別当} 法印宥信 理藏坊律師信源

円乗坊権律師重還^(選) 修禅坊権律師仙昭

一 乘坊舜海 仏乗坊重政

真如坊祐海 宝浄坊宥仙

浄林坊円海 十乗坊源美

一 馬事

御分御馬^{鞆毛} 引手上掃部助大工賜之

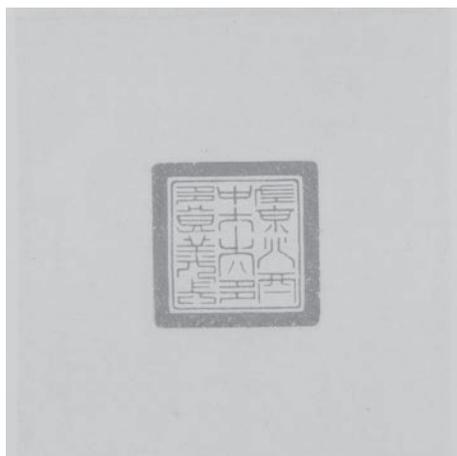
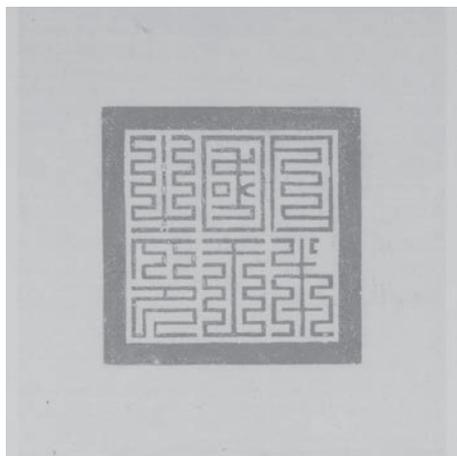
馬場殿御馬^{鞆毛} 引手上勘解由

人々馬^{注文別紙有之、舍人引}

以上

〔解説〕

大内盛見が大内氏の氏寺である興隆寺本堂の再建式典を行った際の記録の一部(冒頭から三分の一)を写したものである。修二月会の「大年頭」(大頭役)に杉重貞(豊後守系)、上棟当日に盛見が出仕した際の「御劔役」として杉重綱(伯耆守系)の名が見える。また、出仕した「御内宗人々」(主だった大内氏家臣)に杉氏が七名(含む杉重貞)含まれており、杉氏がこの時既に大内氏家臣団の中で一大勢力だったことがうかがえる。なお、この文書の正文は「興隆寺文書」(山口県文書館蔵)として現存する。



32 印影 (日本国王之印)

一通 縦一八・一、横一六・八

【釈文】

〔印文〕
日本
国王
之印

【解説】

室町幕府が明から下賜された金印の模造品(桜材の木印)の印影。本印の側面には「日本国王源」の墨書がある。大内氏が所有し、外交文書のほかに蔵書印としても用いられた。大内氏滅亡時に吉見氏の手を経て毛利氏の所有となったと考えられる。毛利博物館蔵、重要文化財。

33 印影 (通信符)

一通 縦一八・一、横一六・七

【釈文】

〔印文〕
通信符 (※右半分のみ)

【解説】

景泰四年(享徳二、一四五三)、大内氏が朝鮮王朝から下賜された銅印を二つに割った右側部分(右符)の印影。つまみの頂上面中央に「上」、印の側面に「朝鮮国賜大内殿通信右符」、印の上部右側に「景泰四年七月造」と陰刻される。日朝通交における大内氏の特異な地位を象徴するもの。なお左符は朝鮮国で保管された。毛利博物館蔵、重要文化財。

34 印影 (左京兆中大夫多多良義長)

一通 縦一八・一、横一六・七

【釈文】

〔印文〕
左京兆
中大夫多
多良義長

【解説】

大内義長の木印の印影。「左京兆」は左京大夫(従四位下相当の官職)の唐名。「中大夫」は従四位下の唐名である。「中大夫」に「重」(つぐ、少ないの意)をつけたもので、従五位下である義長が左京大夫に任官した場合の位證書である。「守左京大夫」を唐風に表現したものであろう。本印は、義長の退去後に山口に入った吉見氏の手を経て、毛利氏の所有となったと考えられる。毛利博物館蔵、重要文化財。

35 印影 (大宰大弐)

一通 縦一八・一、横一六・七

【釈文】

〔印文〕
大宰
大弐

【解説】

太宰府の次官である「大宰大弐」の鉛印の印影。天文五年(一五三六)に大宰大弐に任官した大内義隆は、大府宣の発給や九州安全の祈願等々、様々な場面でこの地位を政治的に利用したが、本印は今のところ蔵書印として用いられた例しか知られていない。毛利博物館蔵、重要文化財。

36 印影 (多々良朝臣)

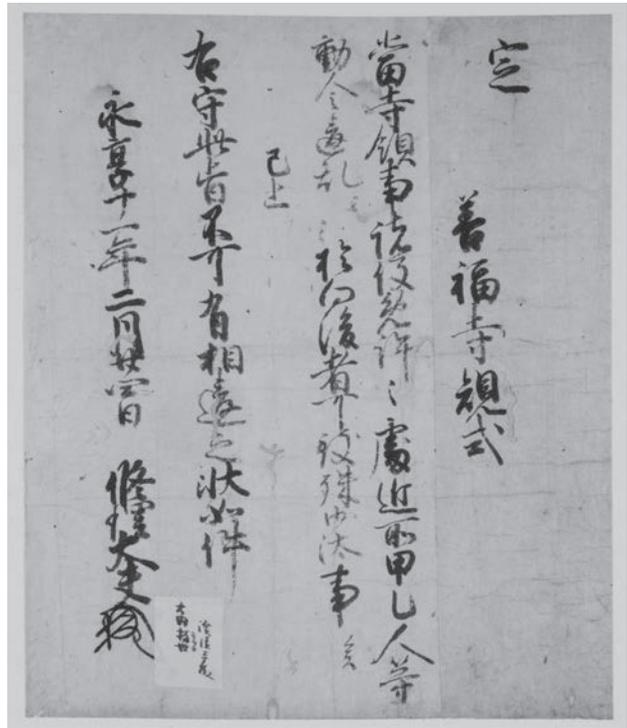
一通 縦一八・一、横一六・七

【釈文】

〔印文〕
多々良
朝臣

【解説】

大内氏の本姓である「多々良」を刻んだ鉛印の印影。本印とNo.35は材質、鑄造技法が全く同様であり、同時期に同じ鑄工によって作られたと考えられている。なお「朝臣」は、平安時代、五位以上の貴族男子の姓または名の下に付けて、敬意を表した語。毛利博物館蔵、重要文化財。



37 善福寺規式

一通 縦紙 縦三一・五、横二六・四

【釈文】

定

善福寺規式

（紙継目）

當寺領事、諸役免許之處、近所甲乙人等

動令違乱云、於向後者可致殊沙汰事矣、

已上

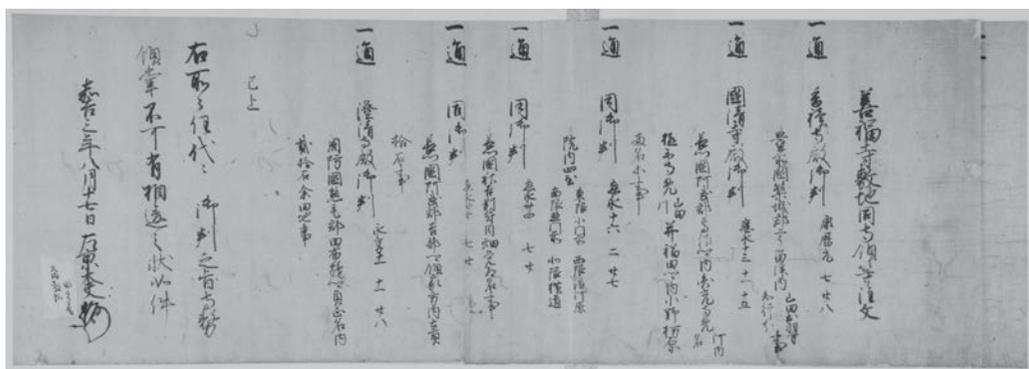
右守此旨不可有相違之状如件、

永享十一年二月廿四日 修理大夫(花押)

澄清寺殿
大内持世

【解説】

大内持世が、善福寺に対して定めた掟の一部。本来は、紙継目の部分に僧尼や門徒の生活態度などを誡めた「本末之僧尼并当門徒時衆、於分國中構自然不儀之企、或改衣服学他門之法度、或変俗体抛在家之風儀矣、如此之輩併背宗旨之間不可不誠之、不謂寺社領人給可処罪科者也、但有本寺免許者可依時宜事矣」という文言が書かれた一紙があった。現状では、文頭及び寺領に懸けられる諸税を免除することを改めて保証した後半部分が残っている。善福寺は山口道場と呼ばれた時宗寺院。正応元年（一二八八）の創建と伝えるが、明治期に廃寺となった。山口市内中心部の「道場門前」という地名は善福寺に因む。なおNo.37～52は、この善福寺の伝来文書。



38 善福寺敷地同寺領等注文

一通 縦紙 縦三・七、横八・八

〔釈文〕

善福寺敷地同寺領等注文

一通 香積寺殿御判 康暦元 七 廿八

一通 豊前国築城郡宇留津内知行分事

一通 国清寺殿御判 応永十三年 十一 十五

長門国阿武郡高佐郷内円光寺免名河内
極楽寺免山田并福田郷小野栃原
兩名等事

一通 同御判 応永十六年 二 廿七

一通 院内四至 東限小門前 西限後河原
南限惣門前 北限横道

一通 同御判 応永卅四年 七 廿

長門国秋吉別符目畑覚道名事

応永卅四年 七 廿

一通 同御判 長門国阿武郡吉部郷領家方内土貢

一通 拾石事

長門国熊毛郡田布施郷貞正名内

式拾石余田地事

一通 澄清寺殿御判 永享十一年 十一 廿八

周防国熊毛郡田布施郷貞正名内

式拾石余田地事

已上

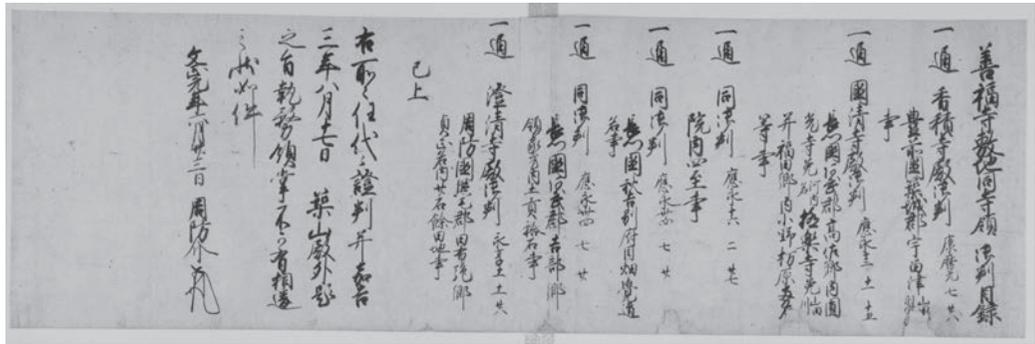
〔証判〕 右所々任代々 御判之旨、寺務
領掌不可有相違之状如件、

嘉吉三年八月十七日 左京大夫(花押)

關雲寺殿
大内教弘

〔解説〕

善福寺が大内氏代々から認められた敷地
や寺領とその証拠書類を書き上げた文書に、
大内教弘が外題(奥書、証判)を加えてその
所有を保証したもの。当時の善福寺の所領は、
周防・長門・豊前の各国に分布していること、
応永十六年(一四〇九)当時の善福寺は、道
場門前(現、山口市内の中心部)の地には移
転していなかったことなどがわかる。善福
寺についてはNo.37参照。



39 善福寺敷地同寺領御判目録

一通 縦紙 縦三二・六、横一〇〇・八

【釈文】

善福寺敷地同寺領 御判目録

一通 香積寺殿御判 康暦元 七 廿八

一通 豊前国築城郡宇留津 山田 出 羽守 跡方

一通 国清寺殿御判 応永十三 十一 十五

一通 長門国阿武郡高佐郷内円 光寺免 河内 極楽寺免 山田 并福田郷小野栃原両名 等事

一通 同御判 応永十六 二 廿七

一通 院内四至事

一通 同御判 応永卅四 七 廿

一通 名事

一通 同御判 応永卅四 七 廿

一通 長門国阿武郡吉部郷

一通 領家方内土貢拾石事

一通 澄清寺殿御判 永享十一 十一 廿八

一通 周防国熊毛郡田布施郷 真正名内廿石余田地事

已上

【証判】
右所々任代々証判并嘉吉 (一四四三年)

三年八月十七日 築山殿外題

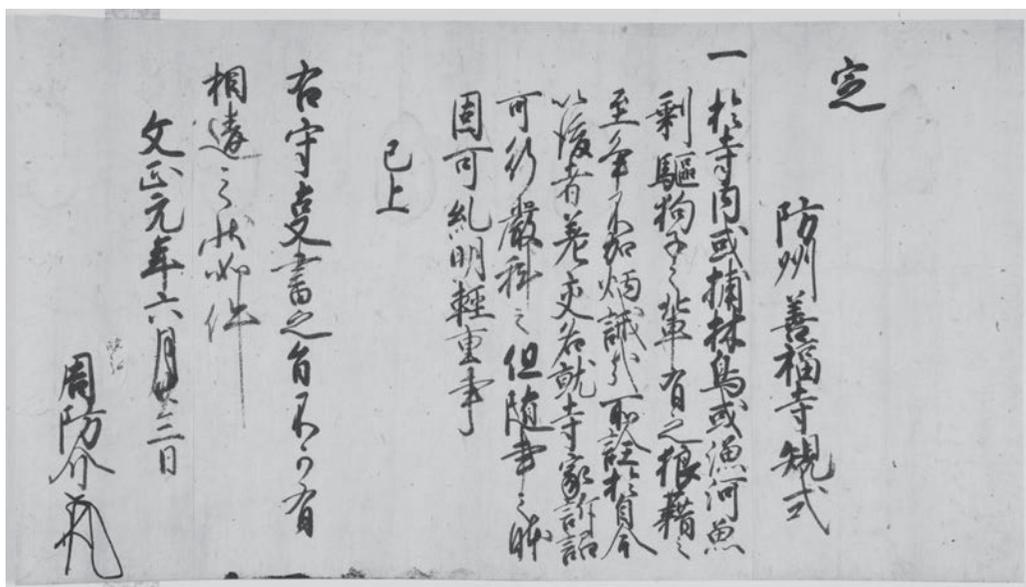
之旨、執務領掌不可有相違

之状如件、

文正元年六月廿三日 周防介(花押)

【解説】

善福寺が大内氏代々から認められた敷地や寺領とその証拠書類を書き上げた文書に、大内政弘が外題(奥書、証判)を加えてその所有を保証したものの「嘉吉三年八月十七日 築山殿外題」とは具体的にNo.38の外題を指している。善福寺についてはNo.37参照。



40 善福寺規式

一通 縦紙 縦三・六、横五六・三

【釈文】

定

防州善福寺規式

(紙継目)

一於寺内或捕林鳥、或漁河魚、
 刺驅狗子之輩有之、狼藉之
 至、争不加炳誠哉、所詮於自今
 以後者差交名、就寺家訴訟
 可行嚴科之、但隨事之体
 固可糾明輕重事、

已上

右守事書之旨、不可有

相違之状如件、

文正元年六月廿三日

(四六六年)

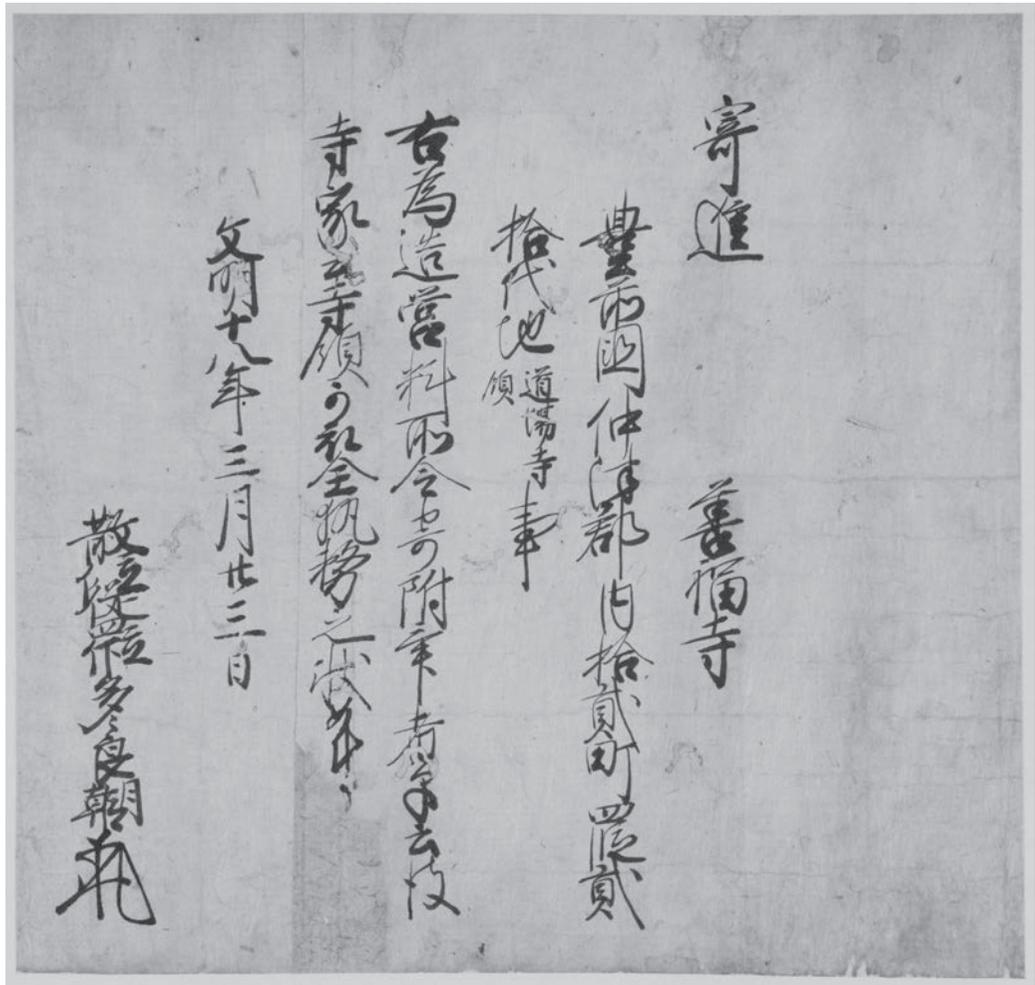
政弘

周防介(花押)

(大内政弘)

【解説】

大内政弘が、善福寺に対して定めた掟の一部。本来は、紙継目の部分に僧尼や門徒の生活態度などを誡めた「一本寺末寺之僧尼并当門徒時衆、於分國中構自然不儀之企、或改衣服学余宗之法度、或变俗体抛在家之風俗矣、如此之輩併背宗旨之間不可不誠、不謂寺社領人給可処罪科者也、但有寺家免許者可依時宜事矣」という文言が書かれた一紙があった。現状では、文頭及び寺内で狼藉を働いた者は厳しく処罰する旨を記した後半部分が残っている。善福寺についてはNo.37参照。



41 大内政弘寄進状

一通 縦紙 縦三一・三、横三一・八

【釈文】

寄進 善福寺

豊前国仲津郡内拾貳町四段式

拾貳町道場寺領

右為造営料所令寄附畢者、早云彼

寺家云寺領可被全執務之状如件、

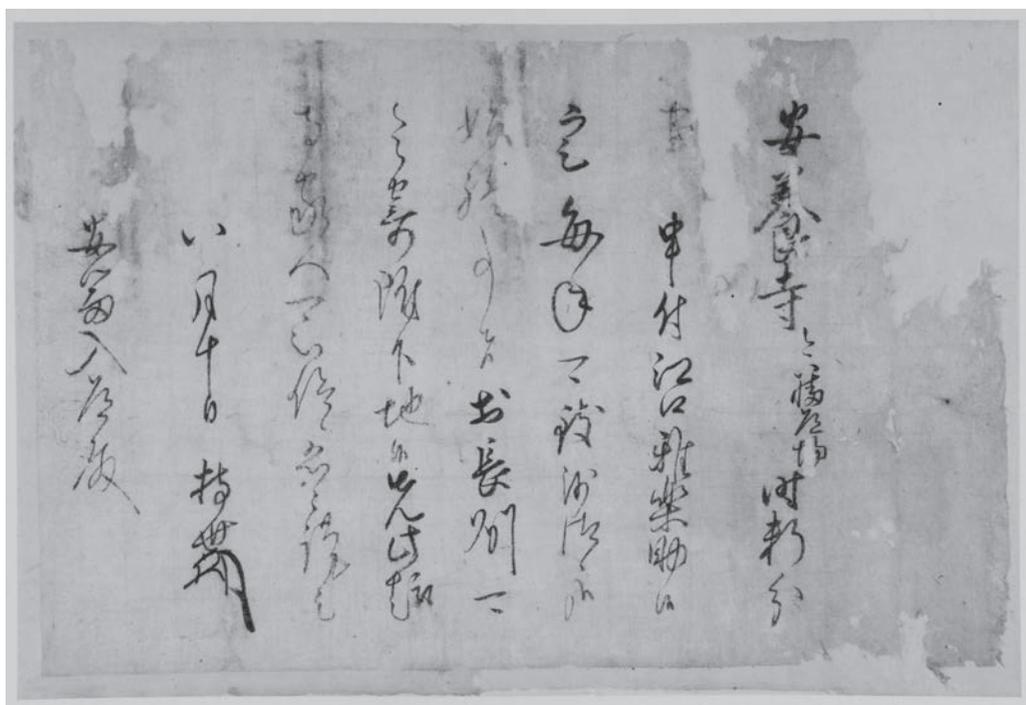
.....(紙継目).....

(二四八六年) 文政十八年三月廿三日

散位従四位下多々良朝臣(花押)

【解説】

大内政弘が、善福寺に豊前国仲津郡(現、福岡県行橋市・みやこ町)内にある道場寺の土地を寄進したものの。本来は、紙継目の部分に、道場寺住持曙光の不行状を糾弾した「爰道場寺前住曉光事、其身者雖縦僧衣、其所行者如俗体、尋当宗法門之处、不知本末之旨云々、然者又何為沙門之形不守戒法乎、如此之輩所准諸寺住持不可不誠、仍加下知者也、緇素宜承知、敢勿違越矣」という文言が書かれた一紙があった。現状では、前半部分及び末尾の二行分が残っている。善福寺についてはNo.37参照。



42 大内持世書状

一通 縦紙 縦三・五、横四七・〇

【釈文】

安養寺今八幡道場時料分
 事、申付江口雅樂助候、
 定毎年可致沙汰候哉、
 始終事者、於長州可
 令寄附下地候、先此趣
 寺家へ可被仰候、恐々謹言、

八月十日 持世(花押)

安富入道殿

【解説】

大内持世が、安養寺(今八幡道場)への生活費用の支給を江口雅樂助に命じ、最終的には土地を長門国内で寄進するつもりである旨、寺側へ伝えるように安富永選に指示したものの。安養寺は善福寺の前身の寺院と考えられ、今八幡道場と呼ばれたことからわかるように、当時は大内館北東に当たる今八幡宮の後面の地にあつたと伝わる。江口氏も安富氏も大内氏の家臣。なお大内持世の花押の形状から、この文書は家督継承前の永享三年(一四三二)以前のものと判断される。善福寺についてはNo.37参照。

善福寺教授并寺領寺郡判目録

一道 香積寺殿寄進状 康暦九七六
豊前國孫城郡守尚宗 尚宗判 事

一道 園清寺殿 康暦三十五
長門國阿蘇郡高佐郡内園光寺
免 河内 極樂寺免 山内 并福田郡内
小野切原五右衛門事

一道 同郡判 康暦六二七
院内四至事

一道 同郡判 康暦七七
長門國秋吉別月内日知覚道右
事

一道 同郡判 康暦七七
長門國阿蘇郡吉部郡領家方
内古有松石事

一道 園防園照毛郡内御免内正右
内或松石余他事

一道 孫山殿 康暦三八七
外題郡判

一道 法華寺殿 康暦六三三
外題郡判

一道 同郡判 康暦六九
園防園若敷郡天原侍所 若敷判
豊前國建雄郡石内郡内松花 若敷判
寺事

一道 同郡判 康暦六三三
豊前國伴津郡日鏡新津地代
寺事

右所之事任代々裁判寺旨
寺務不可有相違事此件
明應五年四月十五日
周清兼長判物
當寺住持

43 善福寺敷地并寺領等御判目録

【釈文】

- 一通 縦三・四、横四八・〇
（第一紙）
（第二紙） 縦三・三、横九五・〇
- 善福寺敷地并寺領等御判目録
- 一通 香積寺殿寄進状（大内義弘） 康暦元 七 廿八（二七九年）
- 一通 豊前国築城郡宇留津（大内盛見） 山田出羽守 跡（四〇六年）
- 一通 国清寺殿（大内盛見） 応永十三 十一 十五（四〇六年）
- 長門国阿武郡高佐郷内円光寺
免（河内）・極楽寺免（山田） 并福田郷内
小野栃原両名等事（四〇九年）
- 一通 同御判 応永十六 二 廿七（四二七年）
- 院内四至事（四二七年）
- 一通 同御判 応永卅四 七 廿（四七七年）
- 長門国秋吉別府内目畑覚道名（大内義隆）
- 事…（紙継目）…（裏花押）…
- 一通 同御判 応永卅四 七 廿（四七七年）
- 長門国阿武郡吉部郷領家方
- 一通 内土貢拾石事（大内持世）
- 澄清寺殿御判 永享十一 十一 廿八（四三九年）
- 周防国熊毛郡田布施郷貞正名
内式拾石余地事（大内教弘）
- 一通 築山殿（四四三年） 八 十七（嘉吉三）
- 外題御判

一通 法泉寺殿（大内政弘） 文正元 六 廿三（四六六年）

外題御判

一通 同御判 文正元 六 廿九（四六六年）

周防国吉敷郡矢原保内伍町（右田伊豆守） 跡
豊前国規矩郡石田郷内拾石地（豊島雅楽助） 跡
等事

一通 同御判 文明十八 三 廿三（四六六年）

豊前国仲津郡内拾式町肆段廿代

道場寺事（紙継目）…（裏花押）…

〔証判〕 右所々事、任代々裁判等之旨、
寺務不可有相違之状如件、

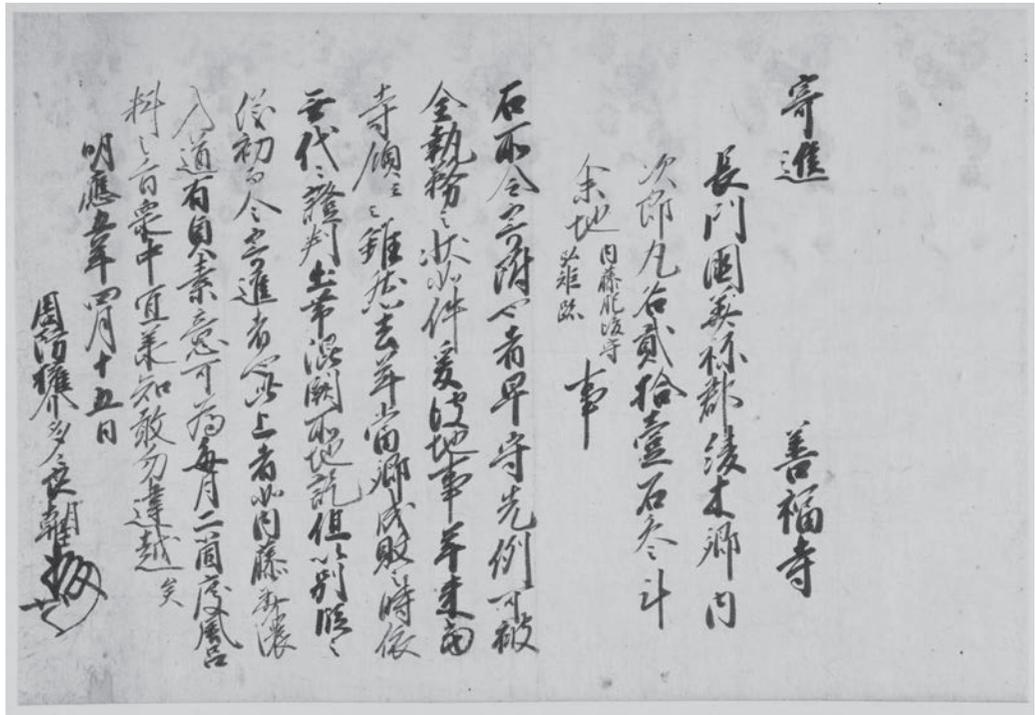
明応五年四月十五日（四九六年）

周防権介多々良朝臣（花押）
（押紙） 凌雲寺殿 義興

当寺住持

【解説】

善福寺が大内氏代々から認められた敷地や寺領とその証拠書類を書き上げた文書に、大内義興が外題（奥書、証判）を加えてその所有を保証したもの。No.38・39・41に相当する文書があげられている。また本文書の紙継目裏ごとにNo.47と同じ大内義隆の花押があり、享禄三年（二五三〇）No.47を作成した際に義隆が本文書を確認したことがわかる。その当時、本文書はNo.44と継いであったようで、その場合の紙継目に相当する本紙の末尾裏には、本紙の継目裏にあるものと同じ大内義隆の花押の左半分が残っている。善福寺についてはNo.37参照。



44 大内義興寄進状

一通 縦紙 縦三二・三、横四七・一

【釈文】

寄進 善福寺

長門国美祢郡綾木郷内

次郎丸名式拾壹石參斗

余地内藤肥後守事
弘矩跡

右所令寄附也者、早守先例可被

全執務之状如件、爰彼地事年来当

寺領云、雖然去年当郷成敗之時依

無代々証判出帶、混闕所地訖、但以別段之

儀初而令寄進者也、此上者如内藤美濃

入道有貞素意、可為毎月二箇度風呂

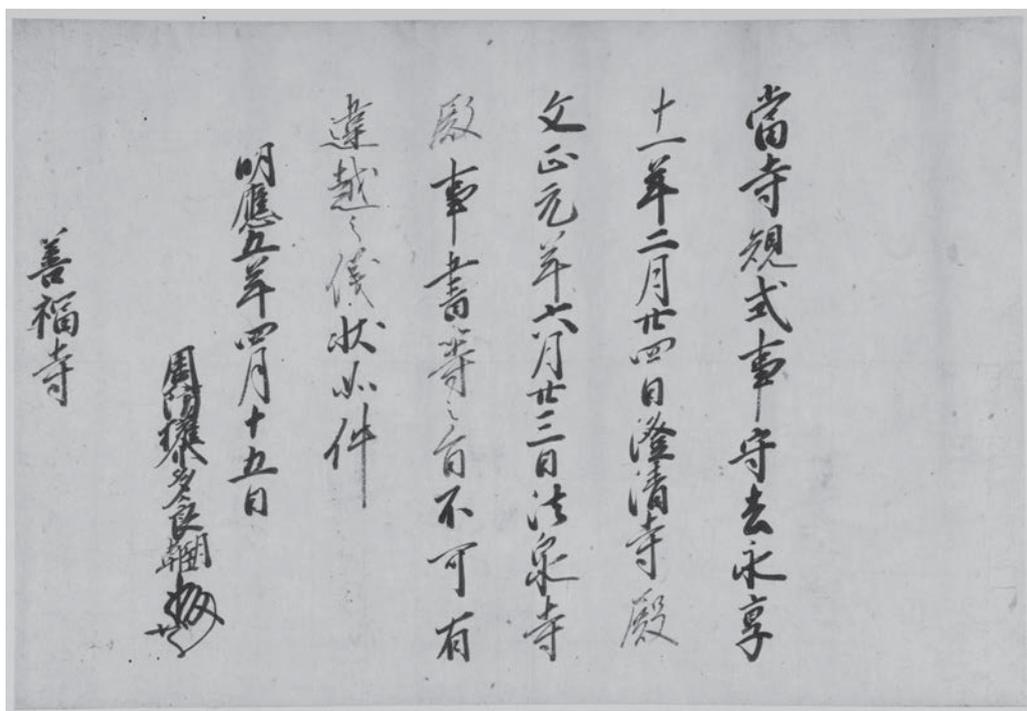
料之旨衆中宜承知、敢勿違越矣、

(一九九六年)
明應五年四月十五日

周防権介多々良朝臣(花押)

【解説】

大内義興が、善福寺に長門国美祢郡綾木郷(現、美祢市)内の土地を寄進したもの。この土地は、本来は長門国守護代を世襲した大内氏重臣の内藤氏から風呂料として善福寺に寄進された寺領であった。しかし、明応四年(一四九五)に内藤弘矩が誅伐された際(No.9参照)、寺領であるという証拠書類を提出できなかつたために弘矩の所領の一部として没収されていた。なお、本紙冒頭の裏にはNo.43の紙継目裏のものと同じ大内義隆の花押の右半分が残っており、No.43の末尾と継いであった時期があったことが知られる。善福寺についてはNo.37参照。



45 大内義興判物

一通 堅紙 縦三・五、横四七・五

【釈文】

当寺規式事、守去永享(一四三九年)

十一年二月廿四日澄清寺殿(大内持世)

文正元年六月廿三日法泉寺(大内政弘)

殿事書等之旨、不可有

違越之儀状如件、

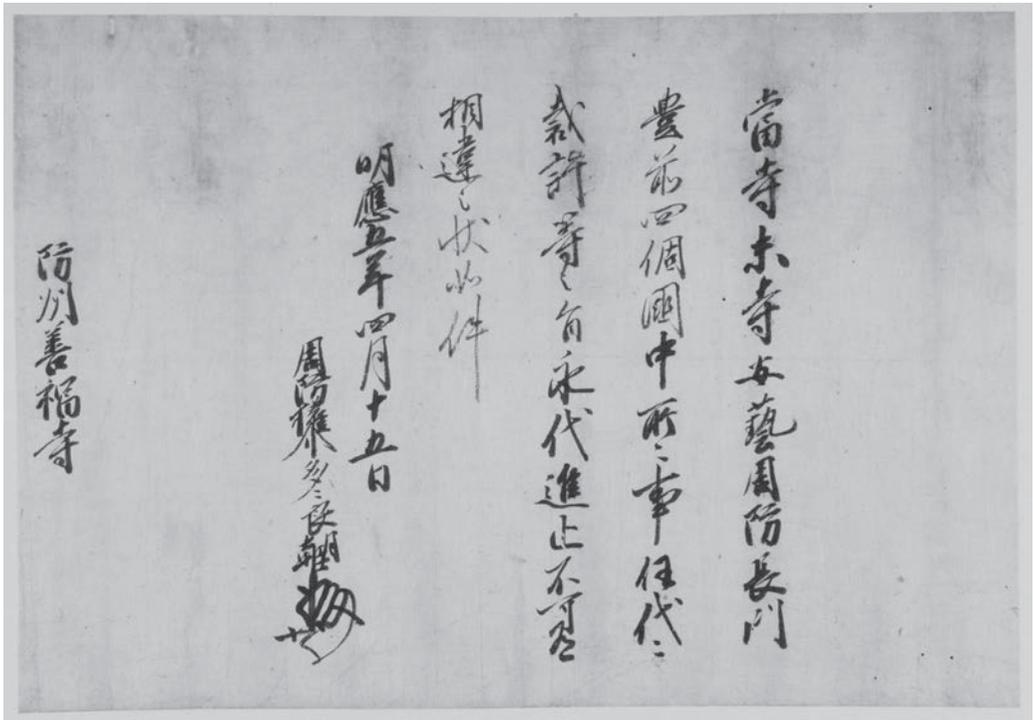
明應五年四月十五日(一四九六年)

周防権介多々良朝臣(大内義興)(花押)

善福寺

【解説】

大内義興が、大内持世と大内政弘の時の例を守り、規式に背かないよう定めたもの。「永享十一年二月廿四日澄清寺殿」の事書とはNo. 37を、「文正元年六月廿三日法泉寺殿」の事書とはNo. 40を、それぞれ指している。善福寺についてはNo. 37参照。



46 大内義興安堵状

一通 縦紙 縦三二・五、横四六・七

【釈文】

当寺末寺安芸・周防・長門

豊前四箇国中所々事、任代々

裁許等之旨、永代進止不可有

相違之状如件、

明應五年四月十五日

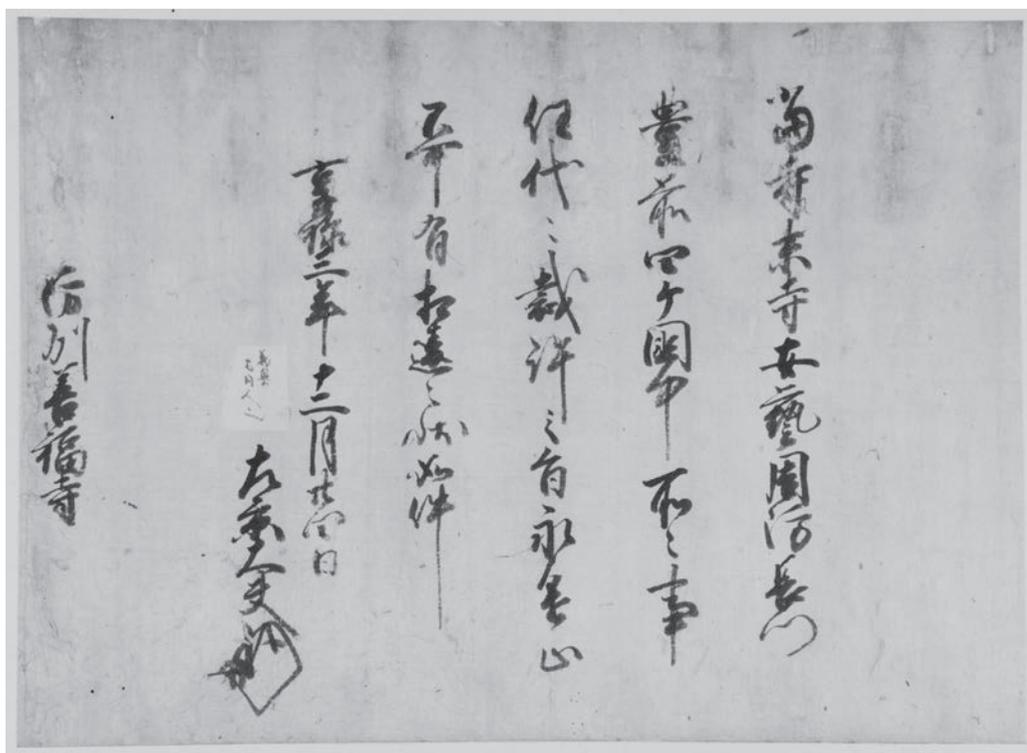
(二四九六年)

周防権介(大内義興)多々良朝臣(花押)

防州善福寺

【解説】

大内義興が、安芸・周防・長門・豊前の四ヶ国内にある末寺をこれまで通りに管理することを善福寺に保証したもの。現存する末寺注文によると、末寺は安芸国に一ヶ寺、周防国に十一ヶ寺、長門国に二〜三ヶ寺、豊前国に二ヶ寺あった(No.50〜52)。なお、No.43〜46は同日付で出されており、義興が善福寺に対して敷地・寺領、末寺の管理を保証し、寺領を寄進すると同時に、規式の順守を求めていることがわかる。善福寺についてはNo.37を参照。



47 大内義隆安堵状

一通 縦紙 縦三二・六、横四五・〇

【釈文】

当寺末寺安芸・周防・長門

豊前四ヶ国中所々事、

任代々裁許之旨、永進止

不可有相違之状如件、

享禄三年十二月廿四日

(五三〇年)

(押紙)

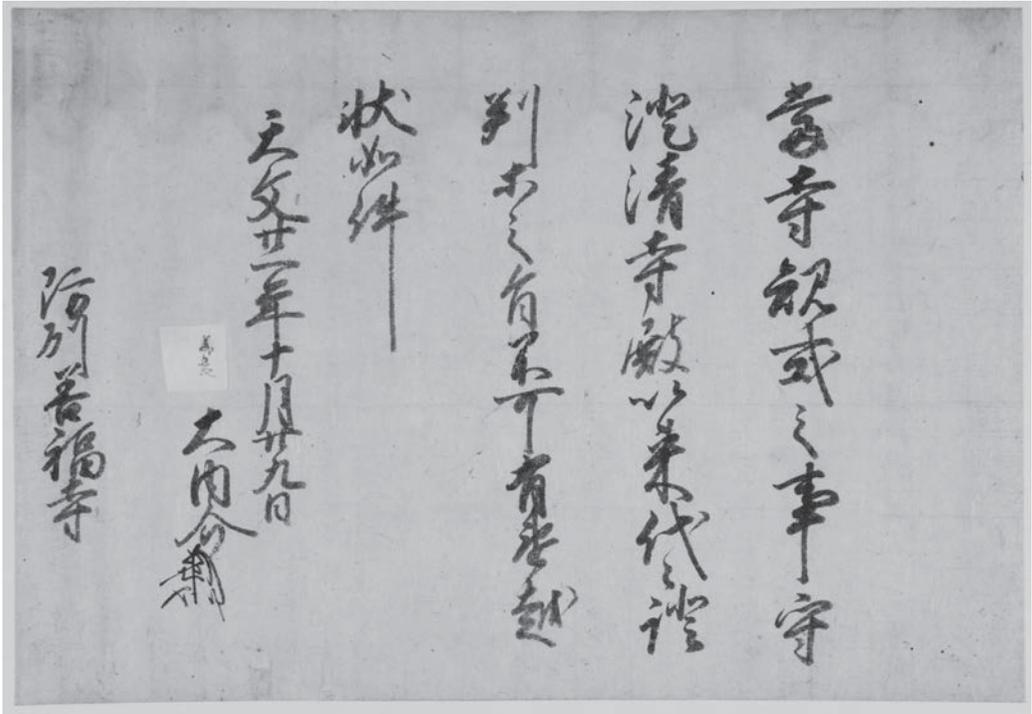
義興

右同人也 左京大夫(花押)

防州善福寺

【解説】

大内義隆が、安芸・周防・長門・豊前の四ヶ国内にある末寺をこれまで通りに管理することを善福寺に保証したもの。現存する末寺注文によると、末寺は安芸国に一ヶ寺、周防国に十一ヶ寺、長門国に二ヶ寺、豊前国に二ヶ寺あった(No.50～52)。なお、No.43の紙継目裏及びNo.44の冒頭裏(No.43と継いであった時期に紙継目裏に相当する部分)には本文書のものと同じ大内義隆の花押が据えられており、義隆が父義興の文書を確認したことが知られる。善福寺についてはNo.37参照。



48 大内晴英義長判物

一通 縦紙 縦三二・五、横四七・三

【釈文】

当寺規式事、守

澄清寺殿(大内持世)以来代々証

判等之旨、不可有違越

状如件、

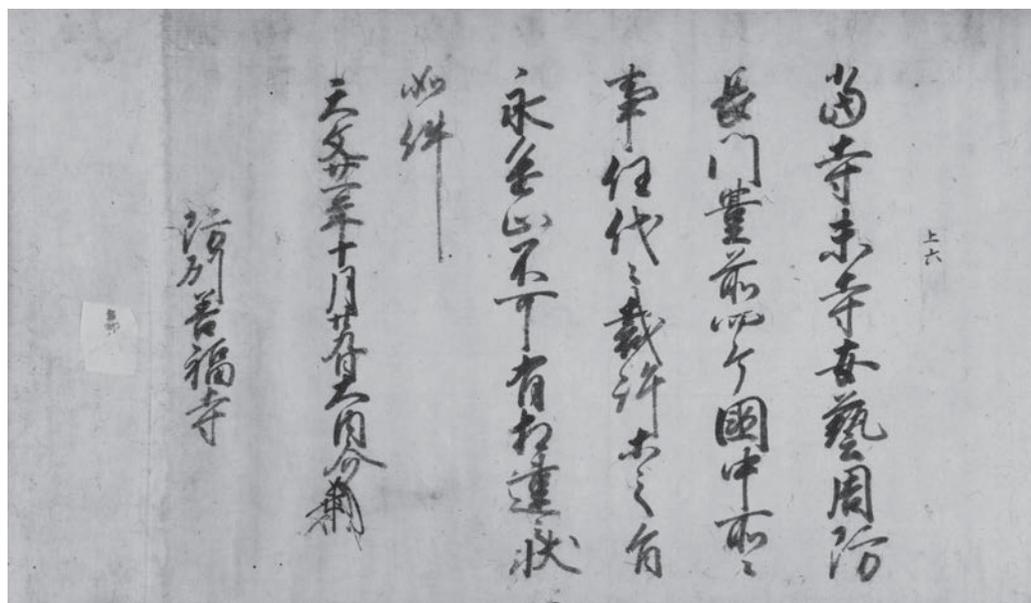
(一五五二年)
天文廿二年十月廿九日

(押憲)
義長(大内晴英、義長)
大内介(花押)

防州善福寺

【解説】

大内晴英(はるひで)(義長)が、大内持世以来の例を守り、規式に背かないよう定めたもの。「澄清寺殿以来代々証判」とは、具体的にはNo.37・40・45などを指している。善福寺についてはNo.37参照。



49 大内晴英義長安堵状

一通 縦紙 縦三二五、横五六・〇

【釈文】

上六押紙

当寺末寺安芸・周防・

長門・豊前四ヶ国中所々

事、任代々裁許等之旨、

永進止不可有相違之状

如件、

(五五二年) 天文廿一年十月廿九日

(大内晴英、義長) 大内介(花押)

防州善福寺

当紙押紙

【解説】

大内晴英はるな(義長)が、安芸・周防・長門・豊前の四ヶ国内にある末寺をこれまで通りに管理することを善福寺に保証したもの。「代々裁許」とは、具体的にはNo.50・51・52・46・47などを指している。善福寺についてはNo.37を参照。

羊一福寺末寺注文
 一園蔭園 願主眼代
 西光寺 田代三町三股余
 大福寺 田代三町三股余
 福明寺 田代三町三股余
 欣澤寺 田代六股六
 弘願寺 田代四町三股余
 常光寺 田代三町三股余
 西方寺 田代三町三股余

東吉寺 田代五股
 神護寺 田代四股余
 西光寺 田代三町三股余
 一長一園 田代三町三股余
 西光寺 田代三町三股余
 一豐蔭園 田代三町三股余
 欣澤寺 田代三町三股余
 願成寺 田代三町三股余
 大福寺 田代三町三股余
 石注文如件
 永享十一年三月日

50 善福寺末寺注文

【釈文】

善福寺末寺注文

一周防国

符中朱雀

長福寺

三田尻

福寺

賀河

福明寺

矢地

欣浄寺

富田

寺

小周防

弘願寺

常光寺

麻合

西方寺

楊井

東善寺

竈戸間

神護寺

西四寺

西四寺

一通 縦紙 (第一紙) 縦三三・〇、横四八・〇

(第二紙) 縦三三・〇、横六六・〇

田地參町漆段余

田地壹町七段大

畠八段余

田地壹町參段

田地六段大

田地貳町五段余

田地四町漆段余

願主行阿

願主奈良修理亮頼重

田地五段

田地壹町四段余

願主宇野式部丞

田地四段余

田畠在之 但田地貳町五段 畠捌段

一長門国

加万

西光寺

甲山

勝蓮寺

一豊前国

元水

光福寺

願成寺

一安芸国

東西条寺町内

大福寺

願主河越

願主法舜

寄進大山畑

田地伍町壹段

田地四町五段

田地六町三段余

願主安東助阿

并深溝堂免

右注文如件、

永享十一年三月日

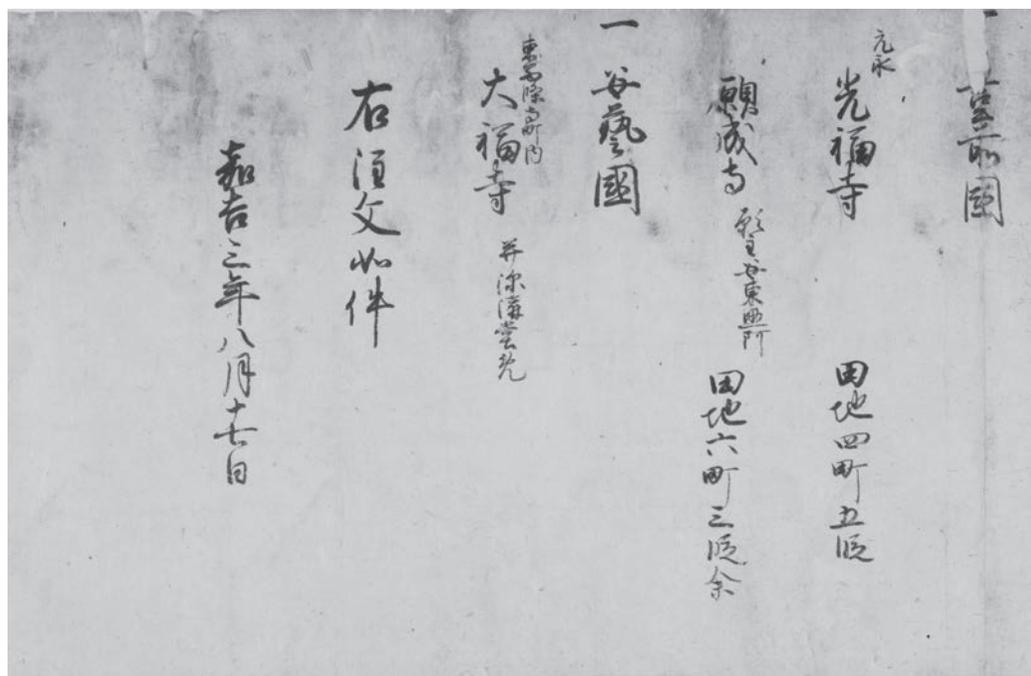
〔任此注文之旨、各永代領掌

不可有相違之状如件、

同年三月廿一日 修理大夫(花押)

【解説】

善福寺が周防・長門・豊前・安芸の四ヶ国内にある末寺の願主と寺領の面積を書き上げた文書に、大内持世が裏書を加えてその内容を保証したもの。周防国三田尻(現、防府市)にあった末寺の勝福寺の願主として杉重連(豊後守系)の名がみえる。善福寺についてはNo.37参照。



51 善福寺末寺注文

〔釈文〕

善福寺末寺注文

一周防国

(佐渡郡)
符中朱雀

長福寺

願主眼代

田地參町漆段余

(佐渡郡)
三田尻

勝福寺

願主杉豊後守重連

田地壹町七段大畠八段余

(吉敷郡)
賀河

福明寺

願主江口隼人入道慈源

田地壹町參段

(郡邊郡)
矢地

欣浄寺

田地陸段大

(郡邊郡)
富田

勝栄寺

願主陶越前入道々栄

田地貳町五段余

(垂毛郡)
小周防

弘願寺

願主内藤遠江入道智陽

田地四町漆段余

一通 縦紙 (第一紙) 縦三・三、横四・八・五

(第二紙) 縦三・二、横四・七・八

(第三紙) 縦三・三、横四・九・三

田布施(熊毛郡)
常光寺 願主行阿

麻合(熊毛郡)
西方寺 願主奈良修理亮頼重

楊井(玖珂郡)
東善寺 田地五段

竈戸(熊毛郡)
神護寺 願主宇野式部丞 田地四段余

吉敷郡
鑄銭司
西円寺 田畠在之但田地式町五段
畠八段

一長門国

加万(美祿郡)
西光寺 願主河越(長門)

田地伍町壹段

厚狹郡
甲山
勝蓮寺 願主法舜 寄進大山畑

阿武郡
福井
福厳寺 田地貳町五段小

一豊前国……………(紙継目)……………

仲津郡
元永
光福寺 田地四町五段

願成寺 願主安東助阿 田地六町三段余

一安芸国

賀茂郡
東西条寺町内
大福寺 并深溝堂免

右注文如件、
嘉吉三年八月十七日
(一四四三年)

〔任此注文之旨、各永代領掌
(裏書)〕

不可有相違之状如件、
同年八月十七日 左京大夫(花押)〔
(大内教弘)〕

【解説】

善福寺が周防・長門・豊前・安芸の四ヶ国内にある末寺の願主と寺領の面積を書き上げた文書に、大内教弘が裏書を加えてその内容を保証したもの。永享十一年(一四三九)のもの(No.50)と比べると門国福井(現、萩市)の福厳寺が新たに末寺として加わっていることがわかる。また、周防国三田尻(現、防府市)にあった末寺の勝福寺の願主として杉重連(豊後守系)の名がみえる。善福寺についてはNo.37参照。

防州善福寺末寺注文

一周防國

府中朱雀 長福寺 願王兼代 田地三町七段餘

三田尻 勝福寺 願王福善後守 重連 田地壹町七段 高地捌段餘

賀河 福明寺 願王江見人倫 慈源 田地壹町三段

矢地 欣澤寺 田地陸段大

富田 勝榮寺 願王南越前守 道榮 田地貳町五段餘

小周防 弘願寺 願王南越前守 智陽 田地四町七段餘

因吉院 常光寺 願王行阿

麻谷 西方寺 願王長修院亮 賴重 田地壹町四段餘

揚井 東善寺 田地五段

庵戸岡 神護寺 願王野野守 田地四段餘

西圓寺 田地五段

一長防國

加万 西光寺 願王同野野守 長重 田地五町壹段

田山 勝蓮寺 願王法孫 寄進大山畑

福井 福嚴寺 田地貳町五段

一豊前國

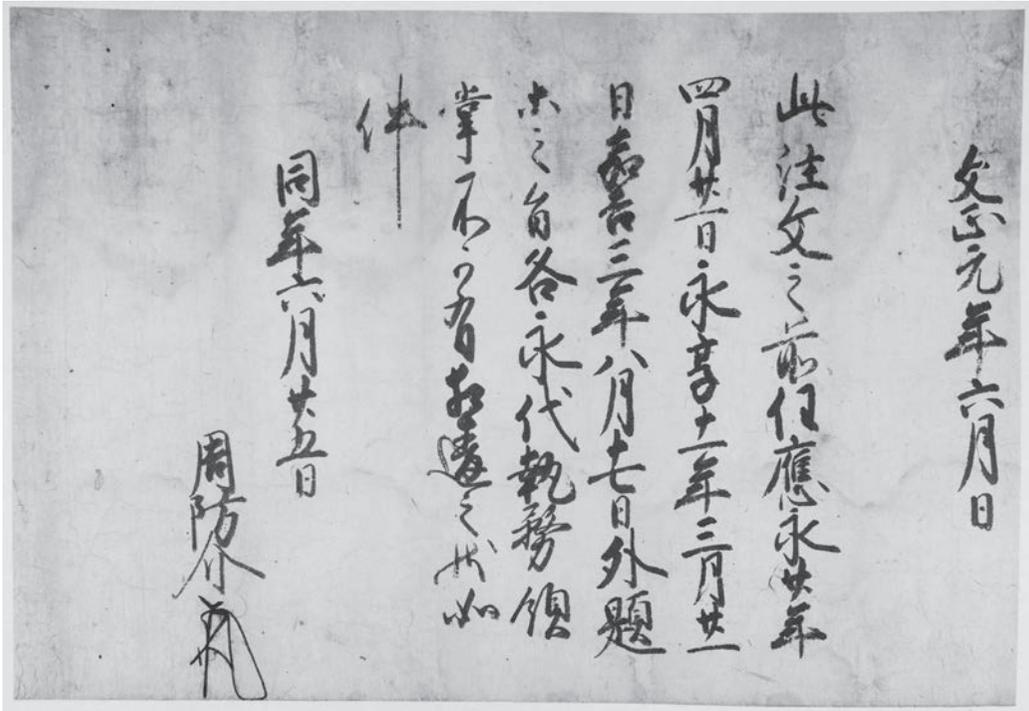
元永 光福寺 田地四町五段

願成寺 願王東亞阿 田地六町三段餘

一安藝國

東西條寺町目 大福寺 并深澤堂免

右注文外件



52 善福寺末寺注文

一通 縦紙 (第一紙) 縦三二〇、横四七・七

(第二紙) 縦三一・八、横五〇・三

(第三紙) 縦三三・三、横四六・六

【釈文】

防州善福寺末寺注文

一周防国

(佐波郡) 府中朱雀

長福寺

願主眼代

田地参町七段余

(佐波郡) 三田尻

勝福寺

願主杉豊後守
重連

田地壹町七段大
畠地捌段余

(吉敷郡) 賀河

福明寺

願主江口隼人入道
慈源

田地壹町三段

(都濃郡) 矢地

欣浄寺

田地陸段大

(都濃郡) 富田

勝栄寺

願主陶越前入道
道栄

田地貳町五段余

(飛毛郡) 小周防

弘願寺

願主内藤遠江入道
智陽

田地四町七段余

(飛毛郡) 田布施

常光寺

願主行阿

田地壹町四段余

(飛毛郡) 麻合

西方寺

願主奈良修理亮
頼重

田地壹町四段余

(玖珂郡)
楊井

東善寺

田地五段

(熊毛郡)
竈戸関

神護寺

願主宇野式部丞

田地四段余

(吉敷郡)
鑄銭司

西円寺

田畠在之

一長門国

(美祿郡)
加万

西光寺

願主河越安芸守
長重

田地五町壹段

(厚狹郡)
甲山

勝蓮寺

願主法舜

寄進大山畑

(阿武郡)
福井

福嚴寺

田地貳町五段小

一豊前国

(仲津郡)
元永

光福寺

田地四町五段

願成寺

願主安東助阿

田地六町三段余

一安芸国

(賀茂郡)
東西条寺町内

大福寺

并深溝堂免

右注文如件、

(一四六六年)
文正元年六月日

(一四四三年)
日・嘉吉三年八月十七日外題

等之旨、各永代執務領

掌不可有相違之状如

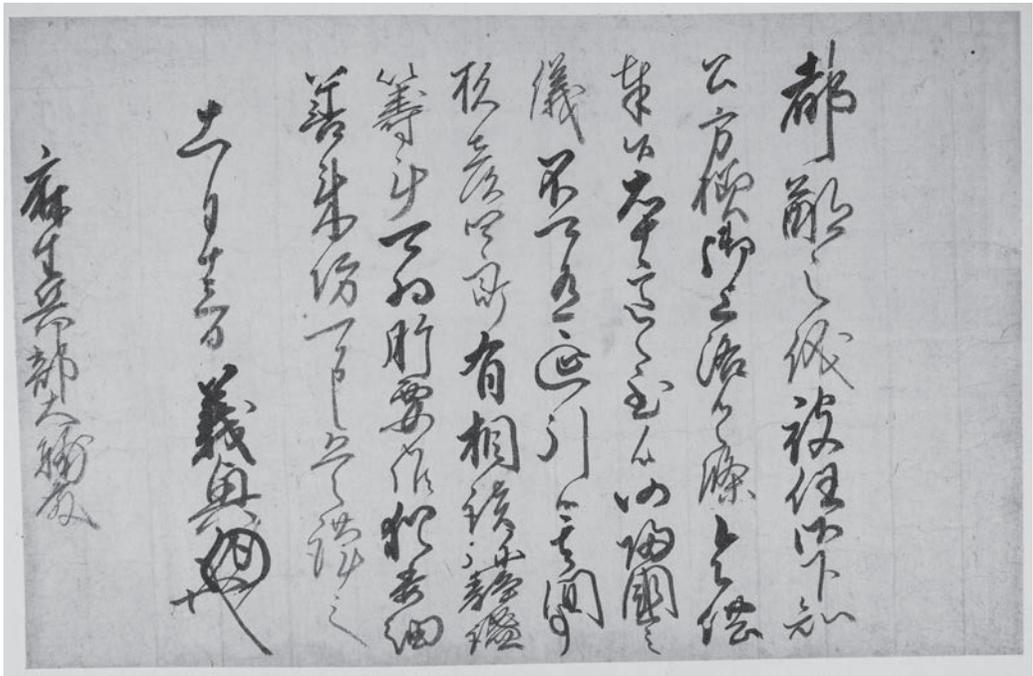
件、

同年六月廿五日

(大内致弘)
周防介(花押)

【解説】

善福寺が周防・長門・豊前・安芸の四ヶ国内にある末寺の願主と寺領の面積を書き上げた文書に、大内政弘が外題(外題、証判)を加えてその内容を保証したもの。末寺の数は嘉吉三年(一四四三)の末寺注文(No.51)と同じだが、長門国加万(現、美祿市)にあった末寺の西光寺の願主河越氏に関する記述が詳しくなっている。善福寺についてはNo.37参照。



53 大内義興書状写

一通 縦紙 縦二六三、横四〇・八

【釈文】

都鄙之儀、被任御下知

(足利義尹、義種)
公方様御上洛候之条、令供

奉候、本意之至候、仍帰国之

儀不可有延引候、其間事

杉彦四郎有相談、弥静謐

籌計可為肝要候、猶委細

善来坊可申候、恐々謹言、

(永正五年十一月五日)
十一月十三日 義興(花押影)

(興春)
麻生兵部大輔殿

【解説】

足利義尹(よした)(義種(よしむね))を奉じて上洛した大内義興が、そう遠くない時期を予定している帰国までの間、杉興長と相談して静謐を保つよう麻生興春に伝えたもの。麻生氏は幕府奉公衆の筑前国人。杉興長は代々彈正忠・豊後守を名乗る杉氏の有力な一派(豊後守系)で、当時筑前国守護代を務めていた。



54 冷泉隆豊和歌短冊

一通 縦三四〇、横五・二

【釈文】

〔極札〕

冷泉判官大内家従者（印文「琴山」）

（黒印）

〔極札〕

冷泉五郎隆豊大内殿内（印文「極」）

（黒印）

故郷梅

さてもかくあれにし里の昔にも
かはらて梅の匂ひける哉 隆豊

【解説】

冷泉隆豊が「故郷の梅」という題で詠んだ和歌。隆豊は、大内氏一門・冷泉氏の当主で、大内水軍の司令官の一人。大内義隆に近侍し、最期まで付き従ったことで知られる。

55 冷泉隆祐和歌短冊

一通 縦三三・九、横五・四

【釈文】

〔極札〕

冷泉五郎大内家従者（印文「琴山」）

（黒印）

〔極札〕

冷泉五郎隆祐大内殿内（印文「極」）

（黒印）

旧 恋

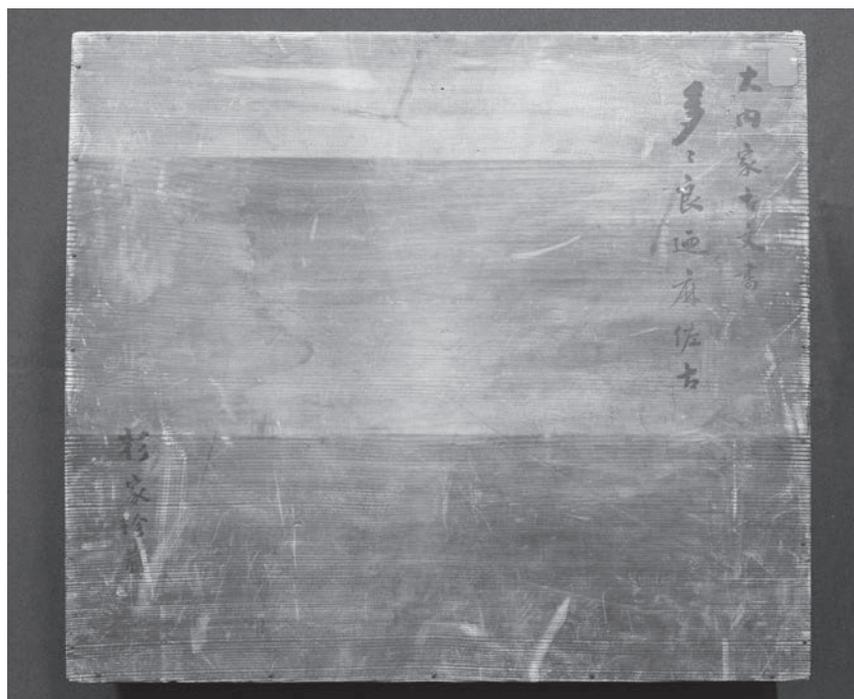
今さらに其いにしへの忍はれて
そゝろにしほる我かたもと哉 隆祐

【解説】

冷泉隆祐が「昔を思い出す恋」という題の本意に沿って詠んだ和歌。隆祐は、隆豊の初名とされる。



「多々良の麻佐古」本体



「多々良の麻佐古」木箱蓋表